

IAC レンタルグッズ利用規約

本規約は、高等研究機構(AIMR等)に着任する教職員の来日直後における生活基盤を整えるサポートを行うために提供する、生活必需品レンタルサービスを利用するために遵守頂く事項を記載しております。

第1条(利用資格・利用期間)

1. 本規約に同意できる場合に限り、別紙に記載されているレンタルグッズ(以下グッズ)を利用することができる。
 2. グッズは高等研究機構(AIMR等)に所属する教職員が利用することができる。また、事務職員への貸出は原則、業務使用目的のみとする(グッズの私的利用は不可)。
 3. 以下の条件に同意できる場合は、第1条2項に該当しない教職員でも利用することができる。
 - ・第1条2項に該当する者が利用希望をした際は、当該グッズを直ちに返却する
 4. グッズの利用期間は下記の通り、原則1ヵ月もしくは1日とする。
 - ・検温器、音声翻訳機、荷物はかりは1日
 - ・それ以外のグッズは1ヵ月
- 但し、次にグッズを利用する者がいない場合は、1ヵ月もしくは1日を限度とし延長することができる。

第2条(レンタルサービスについて)

1. 本レンタルサービス利用を希望する場合は、IAC事務室にて手続きを行う。
2. グッズは利用者本人にのみ利用を認めるものであり、第三者に貸与または譲渡して利用することはできない。
3. グッズを返却する際は、利用する前と同じ状態で返却するよう当該グッズの洗浄・清掃をしてから返却する。
4. グッズを紛失、破損した場合には、通常の販売価格を上限に対価を支払わなければならない。
5. グッズの利用中に発生した事故について、AIMRは一切の責任を負わない。

第3条(レンタルグッズの返却遅延について)

1. 返却予定日を経過してもグッズの返却がない場合は、電子メール、電話等にて確認の連絡をする場合がある。
2. 返却予定日より4週間以上経過してもグッズの返却がない場合は、商品保全等のための相応の法的措置等を執る場合がある。

第4条(レンタルグッズ利用資格の停止について)

1. グッズ利用者が以下のいずれかに該当する場合、グッズ利用を停止する場合がある。
 - ・1週間以上の返却遅延を3回した場合。
 - ・返却予定日から2週間以上経過しても、グッズ利用者からの連絡がない場合もしくは連絡不能な場合。
 - ・IACがグッズ利用者として不適切と判断した場合。

第5条(その他)

1. IACはホームページにおいて変更後の本規約内容を周知することにおいて、いつでも本規約の内容を変更できるものとする。
2. グッズの利用にあたっては、本規約を順守するとともに、IACからの指示に従うこととする。

第6条(連絡先)

部署名: International Affairs Center

住 所: 仙台市青葉区片平2丁目1-1 AIMR本館2階 居室221

電話:022-217-5971
メール:iac@grp.tohoku.ac.jp

レンタルグッズ一覧

1. ベビーベット
2. バウンサー&テーブル
3. 物干し台
4. 卓上ランプ
5. 電動自転車とヘルメット
6. 電気ポット
7. ドライヤー
8. ヒーター
9. IHコンロ
10. アイロン&アイロン台
11. 荷物ばかり
12. 電子レンジ
13. 音声翻訳機
14. 炊飯器
15. 陶器食器セット
16. 非常用品セット
17. 調理器具セット
18. プラスチック製食器セット
19. 簡易ベビーチェア
20. 検温器
21. 扇風機
22. 掃除機
23. 体重計
24. ヨガマット